

一般競争入札事務処理要領

1 趣旨

この要領は、岡山県が発注する建設工事の一般競争入札（以下「入札」という。）の執行に関し必要な事項を定める。

2 対象工事

入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事とする。

3 入札参加に必要な資格

(1) 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、建設工事一般競争入札調査委員会設置要綱（平成8年10月1日施行）により設置される建設工事一般競争入札調査委員会（以下「入札調査委員会」という。）に諮り、岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）に定める資格に加えて、対象工事ごとに入札参加に必要な資格を決定する。

(2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

ア 岡山県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者

イ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定により、営業の停止命令を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

4 入札の公告等

(1) 入札の公告は、次に掲げる事項について、入札期日の前日から起算して40日前までに岡山県公報により行うものとする。なお、公告は、様式第1号（標準公告例）に準じて作成すること。

ア 工事の概要

(ア) 工事名

(イ) 工事場所

(ウ) 工事概要

(エ) 工期

イ 入札に参加することができる者の資格

ウ 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

エ 入札手続等

オ その他必要な事項

(2) 入札公告の写しを岡山県のホームページ等に掲示する。

5 入札説明書の配布

契約担当者は、様式第2号（標準入札説明書例）に準じて作成した入札説明書を入札公告とともに岡山県のホームページに掲示する。

6 設計図書の閲覧

契約担当者は、入札説明書に定める期間中、設計図書を閲覧に供するものとし、閲覧の方法及び場所は、入札説明書において明らかにするものとする。

7 入札参加に必要な資格の確認

(1) 契約担当者は、入札参加を希望する者から提出された競争参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を入札調査委員会に提出し、その議に付さなければならない。

(2) 入札調査委員会は、提出された申請書等に基づいて入札参加に必要な資格の有無を審査し、契約担当者にその結果を通知する。

(3) 契約担当者は、審査の内容及び結果を「競争参加資格審査結果調書」（様式第3号）により記録し、申請書等とともに保存する。また、「競争参加資格確認通知書」（様式第4号）により、当該入札参加を希望する者に通知する。

8 無資格者への理由説明

(1) 入札参加資格がないとされた者は、競争参加資格確認通知書送付の日から起算して7日（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内に、「入札参加資格がないとされた理由の説明要求書」（様式第5号）により、契約担当者に対して、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(2) 契約担当者は、入札参加資格がないと認められた者からその理由の説明を求められた場合は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に、書面（様式第6号）により回答するものとする。

9 入札説明書及び設計図書に対する質問

入札説明書及び設計図書に関する質問は、「入札説明書及び設計図書に対する質問・回答書」（様式第7号）によつてのみ受け付けするものとし、質問の提出期限、提出方法及び提出先は、入札説明書において明らかにするものとする。なお、質問に対する回答は、開札期日の前日まで岡山県のホームページにおいて、閲覧に供するものとする。

10 入札の執行

(1) 電子入札の方法又は郵送による。

(2) 入札の執行回数は、4回までとする。

(3) 入札の参加者は、入札を行う時までには工事費内訳書を作成しなければならない。

11 落札者の決定方法

(1) 1回目の入札で予定価格以下の金額での応札がなかった場合、かつ郵送による入札参加者があるときは、入札執行を保留する。この場合において、再度入札の執行に当たっては、郵送による入札書の提出が可能な日数を考慮し、「再度入札通知書」（様式第8号（標準書式））により事前に日時及び場所を入札参加者に通知す

る。

(2) 郵送による再度入札に係る入札書の受領期限は、再度入札期日の前日までとする。

(3) 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日制定）に定める調査基準価格を下回った場合の落札者の決定については、同要領に定めるところによる。

(4) 再度入札で予定価格以下の金額での応札がなかった場合（岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。

(5) 入札不調の場合は、入札調査委員会に諮って、再度公告入札又は随意契約を行うかを決定する。

12 総合評価落札方式

総合評価落札方式を採用する場合は、岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成19年6月1日施行）に定めるところによって行うものとする。

13 落札者等の公示

契約担当者は、岡山県建設工事等公表事務取扱要領（平成13年岡山県告示第195号）に定めるところにより、落札結果等を「入札公表閲覧文書」（様式第9号）で公表するほか、落札者を決定した場合は、落札者を決定した日の翌日から起算して72日以内に、岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年岡山県規則第64号）第13条に定める事項を様式第10号（標準公示例）に準じて作成し、岡山県公報により公示する。また、入札参加者全員に対し、「一般競争入札開札結果通知書」（様式第11号）により開札の結果を通知する。

14 記録の作成及び保管

落札者を決定したときは、当該契約の内容等について必要な記録を作成し、契約締結の日の属する年度の翌年度から5年間保管する。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。